

- 地方自治法第9章（財務）の概説について（説明案件）



# 地方財務会計制度の仕組み

## 地方公共団体

### 民主的統制の保障

#### 議会

予算に係る議決、総計予算主義の原則、決算の認定  
 使用料等の徴収、契約の締結※、財産の取得及び処分※、権利の放棄  
 ※一定基準以上のもの

#### 住民

住民監査請求、住民訴訟

### 独立した機関によるチェック

#### 監査委員

- 財務監査
- 決算審査
- 出納検査
- 指定金融機関等の監査
- 住民監査請求による財務監査
- 職員の現金・物品等の損害事実の有無の監査

長（会計命令機関）

- 予算編成
- 財産管理（公有財産、物品、債権、基金）
- 決算の公表
- 財政状況の公表

#### ○予算執行

|                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| （収入）<br>・調定<br>↓<br>・納入通知 | （支出）<br>・支出負担行為<br>↓<br>・支出命令 |
|---------------------------|-------------------------------|

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ・収納<br>例）<br>地方税、分担金、<br>使用料、手数料等 | ・支出 <sup>（※）</sup><br>例）<br>補助金、負担金、<br>支払代金等 |
|-----------------------------------|---|

※会計管理者は、①当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、②当該債務負担行為に係る債務が確定していること、を確認しなければならない。

会計管理者（会計執行機関）

- 現金の保管
- 決算調製

民間企業等

調達

支払代金等

指定金融機関等

公金の  
出納・保管

外部監査

- ・包括外部監査
- ・個別外部監査

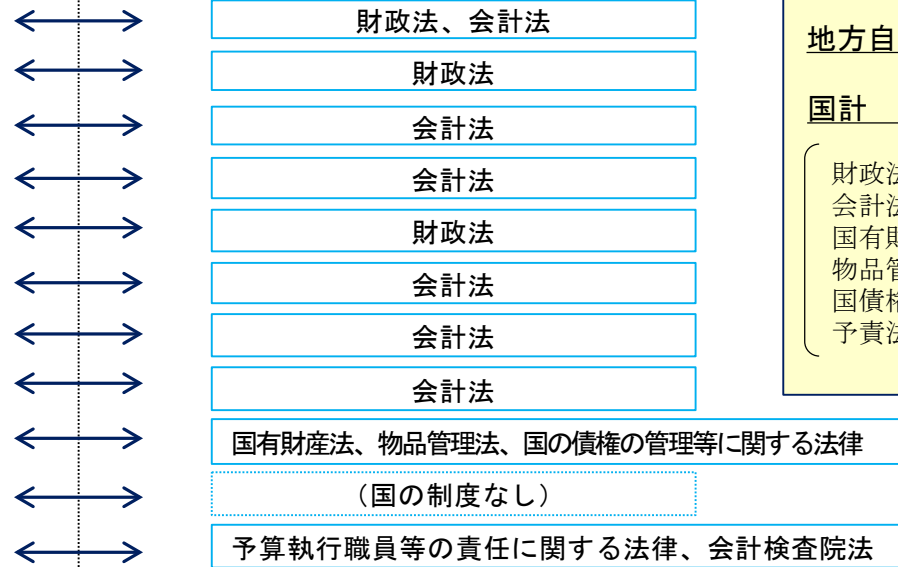
# 地方財務会計制度に関する規範の範囲

## 地方自治法

### 第9章 財務

- 第1節 会計年度及び会計の区分
- 第2節 予算
- 第3節 収入
- 第4節 支出
- 第5節 決算
- 第6節 契約
- 第7節 現金及び有価証券
- 第8節 時効
- 第9節 財産
- 第10節 住民による監査請求及び訴訟
- 第11節 雑則（職員の賠償責任等）

（地方自治法の財務に対応する国の主な法律の例）



### 財務関係法律の条数

|        |      |
|--------|------|
| 地方自治法  | 63条  |
| 国計     | 270条 |
| （      |      |
| 財政法    | 54条  |
| 会計法    | 69条  |
| 国有財産法  | 53条  |
| 物品管理法  | 41条  |
| 国債権管理法 | 40条  |
| 予責法    | 13条  |
| ）      |      |

委任

## 地方自治法施行令

## 地方自治法施行規則

委任

### 条例

〇〇特別会計条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例、行政財産の使用料に関する条例、〇〇基金条例、手数料条例、証紙条例、財政状況の公表に関する条例 等

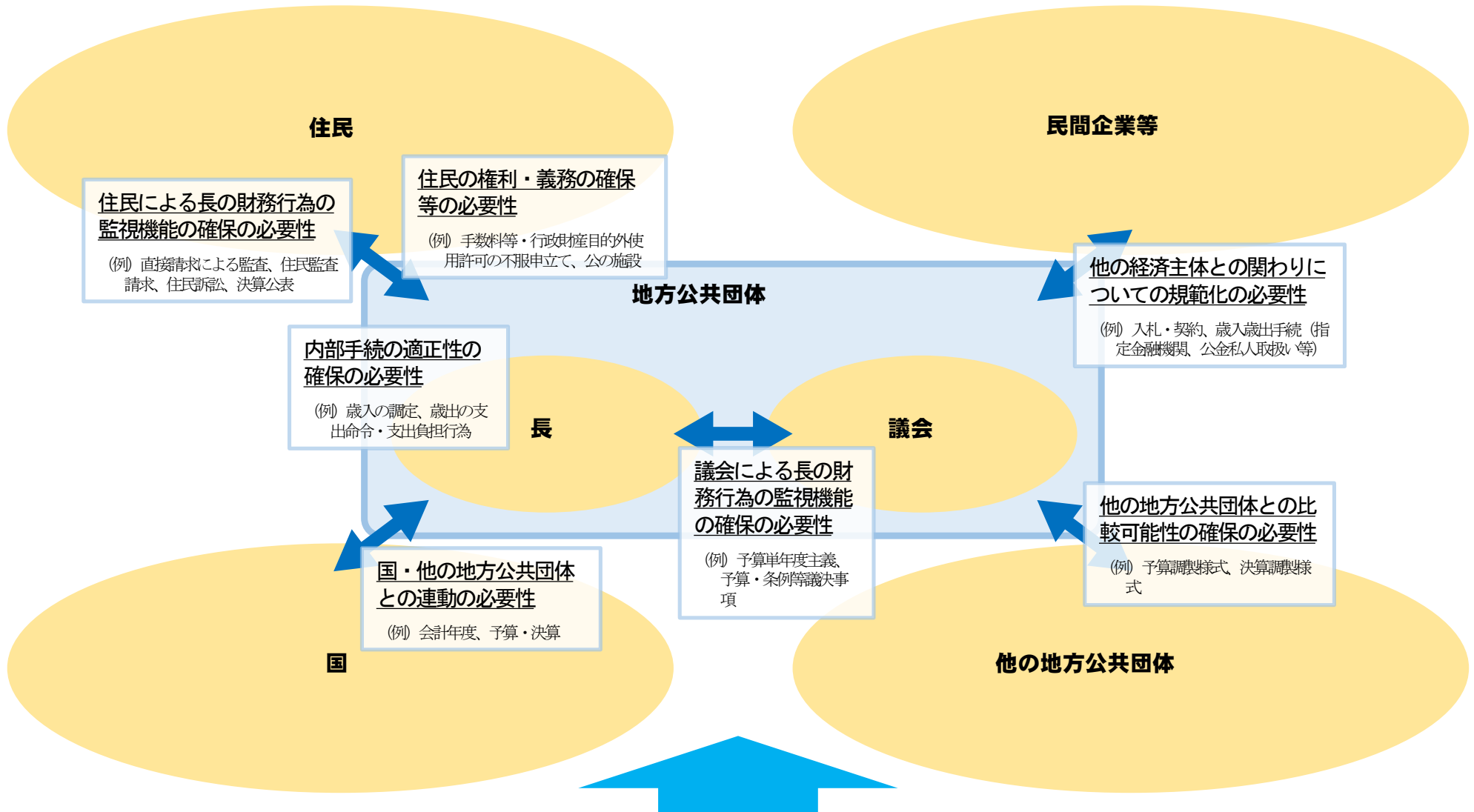
### 規則

財務規則、補助金等交付規則 等

国の法規

地方公共団体の法規

# 地方財務会計制度の意義



住民への説明責任を果たす観点から、住民による民主的統制の下、長の財務行為の公正性・公平性・中立性を確保

# 昭和38年の地方自治法改正について

## 1. 趣旨・目的

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることにより、地方公共団体における行政の能率と公正を確保することを基本的な狙いとしたものであって、**改正の目的は、現行の地方財務制度の不備を改善し、整備することにあつた。**

**地方公共団体の財務制度は、明治以来の制度をそのまま踏襲しているものが少なくなく、実情にそわなかつた。時代の進歩に遅れている**個所も出てきており、したがって、これを根本的に検討、改善することにより、**地方公共団体の内部管理事務の処理体制と処理方法を近代化し、あわせて新しい時代の住民生活の要請**に応え、もって**地方自治の適正かつ能率的な運営の確保**を目的としたもの。

## 2. 改正のポイント

- ・ **議会、地方公共団体の長の職務権限、出納長及び収入役の職務権限、監査に関する規定を整備**
- ・ **政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結等を議決事件に追加**
- ・ **出納長又は収入役制度は存置され、その職務権限を拡充**
- ・ **会計年度及び会計の区分、予算、収入、支出、決算、契約、現金及び有価証券、時効、財産、公有財産、物品、債権、基金、住民による監査請求及び訴訟、雑則の規定を整備**
- ・ **営造物を財産とは切り離して、別に規定するとともに、「営造物」の名称を「公の施設」に改め、その設置、管理及び廃止に関する規定を整備**

## 3. 改正に当たっての諮問機関

政府は、**地方財務会計制度調査会**を設けて諮問し、答申を得たところで、その答申の趣旨に従い、地方財務制度の全般について改正を行った。（設置：昭和34年～37年）

# (参考) 地方財務会計制度調査会について

## 1. 設置根拠

地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、当時の自治庁に、付属機関として、**自治庁設置法を改正して臨時に設けられた。**

## 2. 設置理由

地方公共団体の財務会計制度は、ほとんど市制、町村制、府県制当時のままであり、実情にそわない個所もでてきており、合理的能率的な財務運営という見地から、**根本的に検討、改善すべく要請されていた。**一方、地方公共団体の財務会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用さるべきものであり、**極めて複雑多様であるうえに、専門的、技術的知識景観を必要とする性格の問題が多いので、特に財務会計制度に関する専門の方々の意見を十分に聞く必要がある**ということで設けられた。

## 3. 構成員

地方財務制度調査会（会長：田中二郎氏）は、財務会計制度に関し、学識経験のある者14名（大学教授7名、地方公共団体関係者3名、金融関係者2名、その他2名）、内閣法制局次長、大蔵事務次官及び自治事務次官の計17名の委員並びに学識経験者のある者3名（大学助教授2名及び大学講師1名）、内閣法制局第二部長、大蔵省主計局長、自治省官房長及び自治省各局長の計9名の幹事をもって構成された。

## 4. 審議経過

昭和34年10月7日に第1回総会を開き、以来総会を開くこと23回、小委員会を設け個別的な事項の討議を重ね、実務家の意見を徴し、調査審議を進め、**昭和37年3月23日、自治大臣に対して「地方公共団体の財務会計制度についての改正の要綱に関する答申」を行った。**

# 昭和38年以降の地方財務会計制度の主な改正内容について①

| 時期  | 改正項目      | 改正内容   |
|-----|-----------|--|
| 昭49 | 財産(法・令)   | 行政財産について、一定の場合における貸付け、地上権の設定を可能とした。                                      |
| 昭49 | 契約(令)     | 随意契約が可能である要件として、契約額が少額である場合を追加   |
| 昭57 | 現金等(令)    | 保管することのできる歳計外現金として災害見舞金を追加   |
| 昭57 | 契約(令)     | 地域要件・技術適性の有無を入札参加者資格として設定することを可能とした。                                     |
| 昭61 | 財産(法・令)   | 公有地信託制度を導入   |
| 平11 | 契約(令)     | 総合評価落札方式を導入  |
| 平14 | 契約(法)     | 契約書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備  |
| 平15 | 現金等、契約(令) | 徴収等委託を受けた私人からの会計管理者に提出する計算書や競争入札における入札書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備            |
| 平16 | 契約(法・令)   | 長期継続契約の対象として、契約の性質上必要なものであって条例で定めるものを追加                                  |
| 平16 | 支出(法・令)   | 支出命令の方法を明文化  |
| 平16 | 雑則(令)     | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として、「物品売払代金」を追加  |
| 平16 | 支出(令)     | 資金前渡払及び支出事務の私人への委託を行うことのできる経費の範囲を拡大                                      |
| 平16 | 契約(令)     | 随意契約が可能である要件として、一定の手続により身体障害者更正施設から物品を買い入れる場合等及び新商品として生産された物品を買い入れる場合を追加 |
| 平18 | 収入(法・令)   | 指定代理納付者による歳入の納付(公金のクレジットカード納付)をすることができることを明確に規定するとともに、公金納付時期の特例を規定       |
| 平18 | 財産(法・令)   | 行政財産である庁舎の余裕スペースについて貸付けを可能とした。   |
| 平23 | 雑則(令)     | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「寄附金」を追加  |
| 平23 | 契約(令)     | 随意契約が可能である要件として、障害者自立支援施設等と同様の活動を行っている地方公共団体の長が認められた者からの物品の購入等を行う場合を追加   |
| 平23 | 契約(令)     | 電子入札における入札に関係のない職員の立ち会いの義務づけを廃止  |
| 平26 | 契約(令)     | 一般競争入札等に参加させることができない者及び参加させないことができる者を追加                                  |
| 平27 | 契約(令)     | 随意契約が可能な要件として、認定生活困窮者就労訓練事業により生じる物品等の調達を行う場合を追加                          |



# 昭和38年以降の地方財務会計制度の主な改正内容について②

| 時期  | 改正項目  | 改正内容   |
|-----|-------|--|
| 平29 | 雑則(令) | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「延滞金」「遅延損害金」を追加                     |
| 平30 | 雑則(令) | 私人へ収納の委託のできる歳入として「地方税に係る督促手数料」「延滞処分費等」を追加                |
| 令4  | 雑則(令) | 私人へ収納の委託のできる歳入として「分担金」「負担金」「不動産売払代金」「過料」「損害賠償金」「返還金」等を追加 |

# 地方財務会計制度の改正の傾向①（クレジットカード等の決済手段の活用）

## ～H18：制度なし

- ・ 地方自治法上、住民が事業者に対して公金の納付を委託する**制度なし**

← 公金のクレジットカード納付の制度化要望

← 商取引における**クレジットカード決済の普及**

## H18：**クレジットカード納付**の制度化

- ・ 公金のクレジットカード納付を可能とする委託制度（指定代理納付者制度）を創設
- ・ クレジットカード事業者が地方公共団体に納付する日が本来の納期限を超えることを許容する特例を規定

← 公金の電子マネー納付の制度化要望

← 情報通信社会の急速な進展による  
電子マネー等の**キャッシュレス決済の普及**

## H31：**電子マネー納付**が可能である旨の周知

- ・ 指定代理納付者制度を活用した**公金の電子マネー納付**が可能である旨を周知

← 地方公共団体の現場における**解釈・運用の不統一**

- ・ 私人委託制度を活用する地方公共団体の出現
- ・ クレジットカード決済等における機能分化

## R3：**幅広い決済手段による納付**の制度化

- ・ 指定代理納付者制度における納期限の特例等を維持した上で、クレジットカードや電子マネーを含めた幅広い決済手段による公金納付を可能とする委託制度（指定納付受託者制度）を創設
- ・ 指定納付受託者による他の事業者への事務委託や指定納付受託者からの徴収等を規定

# 地方財務会計制度の改正の傾向②（電子契約）

## ～H15：制度なし

- ・ 地方自治法上、契約書への記名押印による契約確定が定められているものの、**電子契約に関する制度なし**

行政手続オンライン化法（現・デジタル手続法）成立

情報通信技術の進展等による社会経済構造の変化

## H15：電子契約の制度化

- ・ **電子署名+公的個人認証等の電子証明書の送付**により電子契約が確定することを規定

LGPKIの職責証明書を利用した  
電子契約の制度化要望

全ての都道府県・市区町村におけるLGWAN接続

## R2：電子契約においてLGPKIの職責証明書を利用可能とする制度改正

- ・ 電子署名と併せて送付することで電子契約が確定する電子証明書に、**LGPKIの職責証明書を追加**

クラウド型電子契約サービスによる  
電子契約の制度化要望

新型コロナウイルス感染症のまん延による電子契約のニーズ増加

## R3：電子契約における電子証明書の種類の制限の廃止

- ・ 電子契約の電子署名に付する**電子証明書その他の措置の制限を廃止**

# 地方財務会計制度の改正の傾向③（長期継続契約）

## ～H16：長期継続契約を締結できる契約の種類を法律で限定

- ・ 地方自治法上、翌年度以降にわたる長期継続契約を締結することができる契約を次の2つに限定
  - ① 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
  - ② 不動産を借りる契約

← O A 機器のリース契約等を長期継続契約として締結できるようにすることについて要望

← 社会経済情勢の変化による多様な契約形態の出現

## H16：長期継続契約を締結できる契約を条例で定められるよう制度改正

- ・ 条例で定めるところにより、役務の提供等に関する長期継続契約を締結することができるよう改正
- ・ 性質上翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものに限定

← ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約として締結できるようにすることについて要望

← 情報通信技術の進展による更なる契約形態の多様化

## R2：ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約として締結できる旨を周知

- ・ ソフトウェアのライセンス契約についても、条例の定めにより長期継続契約として締結することができる旨を周知

# 地方財務会計制度の改正の傾向④（行政財産貸付け）

## ～S49：制度なし

- ・ 地方自治法上、地方公共団体の行政財産の貸付けは全面的に禁止

国有財産である土地の貸付けの制度化

土地需要のひっ迫に対処するための  
公有地活用のニーズ増大

## S49：土地の貸付けの制度化

- ・ 地方公共団体が、国、他の地方公共団体等と土地の上に一棟の建物を区分して所有する場合に限り、地方公共団体の行政財産である土地の貸付けを可能とする制度の創設

国有財産である土地の貸付け制度の見直し

- ・ 地方公共団体の庁舎等の貸付けを可能とする制度化要望
- ・ 市町村合併・行政改革等の進捗による地方公共団体の庁舎等の空きスペースの増加

## H18：庁舎等の貸付けを可能とする制度改正

- ・ 事務等のために使用されない空きスペースがある場合に限り、地方公共団体の行政財産である庁舎等の貸付けを可能化
- ・ 地方公共団体の行政財産である土地の貸付け事由の拡大

# 地方財務会計制度の改正の傾向⑤（普通財産信託）

## ～S61：制度なし

- ・ 地方自治法上、地方公共団体の**普通財産の信託は全面的に禁止**

国有財産である土地の信託の制度化

- ・ 土地の有効利用の方法として**土地の信託**が民間分野において普及
- ・ **内需の拡大**が喫緊の課題

## S61：土地の信託の制度化

- ・ 地方公共団体を受益者とする場合に限り、地方公共団体の**普通財産である土地の信託を可能とする**制度の創設

地方公共団体の普通財産である  
有価証券の信託を可能とする制度化要望

有価証券の信託の類型として  
**運用有価証券信託**が民間分野において普及

## H18：有価証券の信託を可能とする制度改正

- ・ 地方公共団体を受益者として、金融機関から相当の担保の提供を受けて有価証券を貸し付ける方法により当該有価証券を運用することを目的とする場合に限り、地方公共団体の**普通財産である有価証券の信託を可能化**

# 地方財務会計制度の改正の傾向⑥ (私人委託)

## S38～H15 : 使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金が私人委託の対象

- ・ 公金の徴収・収納事務の私人委託を原則禁止した上で、**使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金**を私人委託可能な歳入として位置づけ

← 公金のコンビニエンスストア納付拡大の要望

- ・ 金融機関の週休二日制の実施
- ・ 共働き世帯等の昼間不在家庭の増加

## H15 : 私人委託 (収納) の対象に**地方税**を追加

## H16 : 私人委託 (徴収) の対象に**物品売払代金**を追加

← 「ふるさと納税」の徴収・収納事務の私人委託の可能化要望

← 「ふるさと納税」の制度化

## H23 : 私人委託 (徴収) の対象に**寄附金**を追加

← 私人委託可能な公金に付随する歳入 (延滞金等) についても私人委託可能とすることについて地方分権改革に関する提案

## H29 : 私人委託 (徴収) の対象に**延滞金, 遅延損害金**を追加

## H30 : 私人委託 (徴収) の対象に**地方税に係る督促手数料, 延滞金, 滞納処分費等**を追加

← 私人委託を原則禁止する制度自体の見直しについて地方分権改革に関する提案

## R4 : 私人委託 (収納) の対象に**分担金, 負担金, 損害賠償金, 不当利得返還金, 過料等**を追加

# 地方財務会計制度の特徴と傾向①

～公正性・公平性・中立性の水準の在り方～

- **地方公共団体は全体として我が国の一つの大きな経済主体**であり、地方公共団体の財務会計制度は地方公共団体に関わる経済活動について、その当事者である住民、地方公共団体（長、議会等）、民間企業等における共通ルールとなるものであり、その在り方は**当事者それぞれの利害に密接に影響を及ぼすものであって、当事者それぞれにとって関心が高いもの**。
- 現在の地方財務会計制度で求められている**公正性・公平性・中立性の水準の確保を原則として、その利害関係の調和を図るために、地方財務会計制度において詳細の取扱いを定めているところ**。
- したがって、現在の地方財務会計制度で求められている公正性・公平性・中立性の水準を確保することを前提としている限り、それぞれの立場からの**利害関係や関心が高まるほど、地方財務会計制度において、その調整のための国の法規による取扱いの定め**の規律密度は高くなる傾向にある。

全国共通ルール化

地方公共団体独自ルール化

高 ← 国の法令の規律密度 → 低

・公正性・公平性・中立性の担保

高

- ・国の説明責任 **高**
- ・長等の説明責任 **低**
- ・長等の自由度 **低**
- ・運用 **硬直**
- ・大企業 **有利**
- ・全国的な民間経済活動 **効率化**

現行の公正性等の水準を確保した上で多様な要請のために詳細に定めていくことで、国の法規による規律密度が高くなる傾向

・公正性・公平性・中立性の担保

低

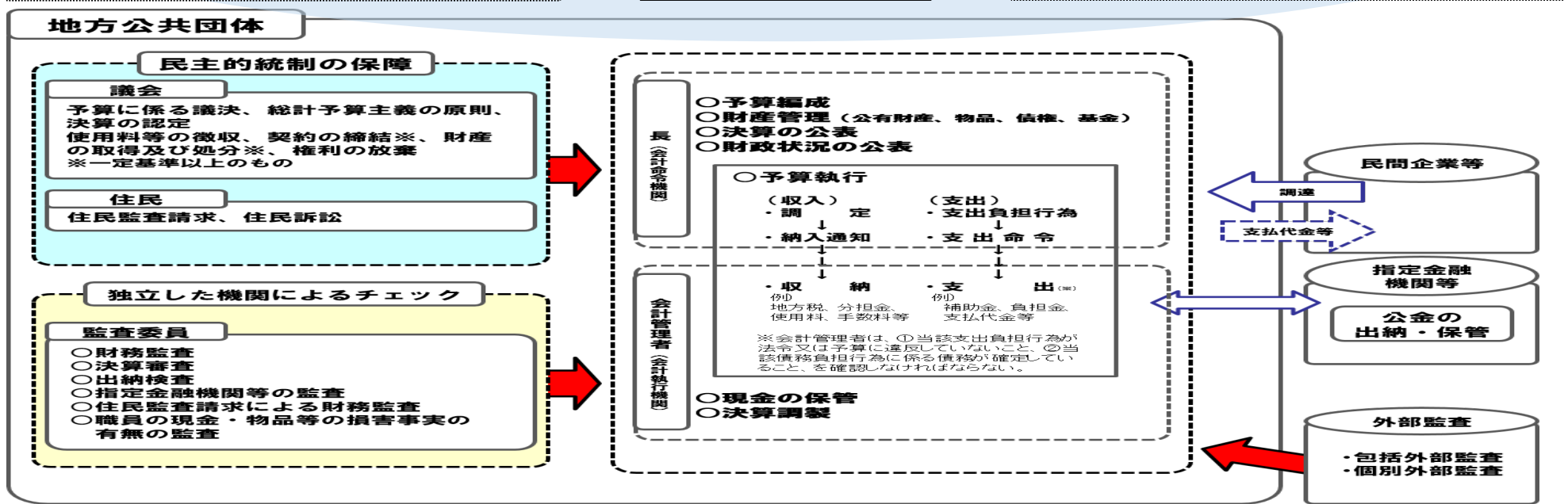
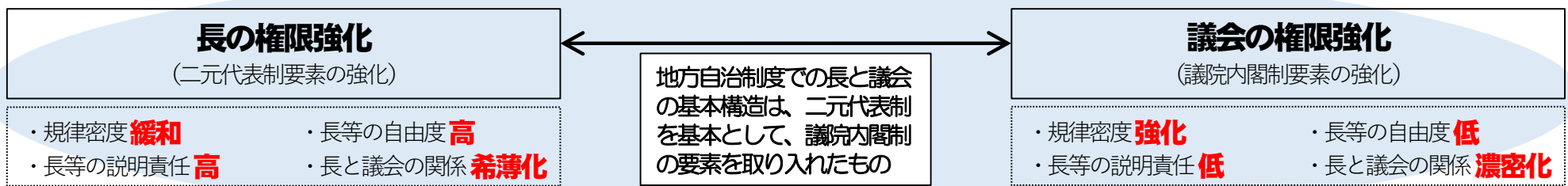
- ・国の説明責任 **低**
- ・長等の説明責任 **高**
- ・長等の自由度 **高**
- ・運用 **柔軟**
- ・地元中小企業 **有利**
- ・全国的な民間経済活動 **非効率化**



# 地方財務会計制度の特徴と傾向②

～長と議会の基本構造の在り方～

- 地方公共団体の財務に関する事務の執行は長の専属的権限であることを基本としつつ、これを一定の財務行為に関する条例・議決事項等の監視機能が議会の役割とされているほか、監査委員・外部監査人による監査によるチェックや住民による住民監査請求等のチェックをする仕組みがあるところ。
- 特に議会は、長とともに公選により選出される二元代表制を構成する機関であり、相互に民主的正統性を有するものであることから、両者の権限バランスに十分な留意を図る必要があるもの。



# 地方財務会計制度の特徴と傾向③

～社会経済情勢への即応性～

- 地方公共団体の財務会計制度は、地方公共団体と住民や民間企業等の経済活動に関するインターフェースの在り方を定めるものでもあることから、**我が国全体の社会経済活動の情勢、特に民間企業等の経済活動やICT等の技術の進展を十分に踏まえる必要。**
- 現在の**財務会計制度は、昭和38年（1963年）に抜本的な見直し**が行われてから今日に至るまで地方公共団体の要望等を踏まえて所要の改正が行われてきたものの、必要な法令改正に係る検討・制定に時間を要することとなり、**社会経済活動の進展に即応できず、社会経済情勢の一般的なニーズと財務会計制度の間に乖離やタイムラグが発生**してしまっているところ。

(主な制度改正)

| 時期            | 改正内容   |
|---------------|--|
| 昭49<br>(1974) | 行政財産について、一定の場合における貸付け、地上権の設定を可能とした。<br>随意契約が可能である要件として、契約額が少額である場合を追加    |
| 昭57<br>(1982) | 保管することのできる歳計外現金として災害見舞金を追加<br>地域要件・技術適性の有無を入札参加者資格として設定することを可能とした。       |
| 昭61<br>(1986) | 公有地信託制度を導入   |
| 平11<br>(1999) | 総合評価落札方式を導入  |
| 平14<br>(2002) | 契約書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備  |
| 平15<br>(2003) | 徴収等委託を受けた私人からの会計管理者が提出する計算書や競争入札における入札書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備            |
| 平16<br>(2004) | 長期継続契約の対象として、契約の性質上必要なものを条例で定めるものを追加                                     |
|               | 支出命令の方法を明文化  |
|               | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として、「物品売払代金」を追加  |
|               | 資金前払・支出事務の私人への委託を行うことのできる経費の範囲を拡大  |
|               | 随意契約が可能である要件として、一定の手続きより身体障害者更正施設から物品を買い入れる場合等及び新商品として生産された物品を買い入れる場合を追加 |

| 時期            | 改正内容   |
|---------------|--|
| 平18<br>(2006) | 指定代理納付者による歳入の納付(公金のクレジットカード納付をすることができることを明確に規定するとともに、公金納付時期の特例を規定<br>行政財産である庁舎の余裕スペース等について貸付けを可能とした。                                   |
| 平23<br>(2011) | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「寄附金」を追加<br>随意契約が可能である要件として、障害者自立支援施設等と同様の活動を行っている地方公共団体の長が認めた者からの物品の購入等を行う場合を追加<br>電子入札における入札に関係のない職員の出札の義務付けを廃止 |
| 平26<br>(2014) | 一般競争入札等に参加させることができない者・参加させないことができる者を追加   |
| 平27<br>(2015) | 随意契約が可能である要件として、認定生活困窮者就労訓練事業により生じる物品等の調達を行う場合を追加  |
| 平29<br>(2017) | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「延滞金、遅延損害金」を追加  |
| 平30<br>(2018) | 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「地方税に係る督促手数料、延滞金、滞納処分費等」を追加   |
| 令3<br>(2015)  | 指定代理納付者制度を見直し、クレジットカード納付に限定せず、スマートフォンアプリ決済等の電子マネー等による歳入の納付をすることができる指定納付受託者制度を導入  |

# 地方財務会計制度に関する議論について①

## 地方分権改革推進委員会第1次勧告(抄)

(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)

### 第5章 第2次勧告に向けた検討課題

#### (2) 法制的な仕組みの横断的な見直し等

##### イ 地方自治関係法制の見直し

当委員会としては、こうした自発的な自治体改革の試みをさらに一段と加速させ広く波及させていくために、地方自治体における行政委員会の必置規制の緩和、「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」に向けた地方議会制度改革、**地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大**、小規模自治体における機関（行政委員会、監査委員等）の共同設置や広域連携の促進など、**制度に関する選択の余地を拡大する方向で、地方自治関係法制の見直しを求めていく。**

## 地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄)

(平成21年10月7日 地方分権改革推進委員会)

### 2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大

地方自治体の財務会計については、議会、住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を確保する観点から、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産についての基本的なルール、並びに住民監査請求及び住民訴訟等の制度が、地方自治法において詳細に定められているところである。

この地方財務会計制度の基本的な仕組みは、昭和30年代にその大枠が整備されて以降今日にいたるまで変わっていない。

今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。

# 地方財務会計制度に関する議論について②

## 地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄) ※前ページからの続き

現行の予算・決算制度は、基本的に現金主義で組み立てられている。この現金主義の原則は財政に対する民主的統制に資するという利点があると説明されてきた。しかし、その反面、企業会計に比べると、ストック情報を含む財務状況の開示という点には限界があるという難点がある。そこで、こうした問題意識から、多くの地方自治体において、事業ごとの予算・決算書類の作成や発生主義の考え方を取り入れた財務4表の導入が進められてきているが、この動向を更に一層促進する必要がある。

予算については、経常経費と投資経費とが区分されていないなどの問題点を抱えていて、現行の予算・決算を含む財務会計制度については改善の余地があると言わざるを得ない。

また昨今、一部の地方自治体において不適正な経理処理等が行われていたことが会計検査で判明し、適正かつ公正な財務処理を確保することが改めて強く要請されてもいる。

**以上の諸点を踏まえ、政府は、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべきである。なおその際には、日々行われている地方自治体の財務会計実務に無用な混乱が生じないように十分に配慮する必要のあること、財政運営上密接な関係にある国と連動した制度体系を維持する必要のあるもの等については国の財務会計制度と一体となった見直しが必要**であることは、改めて指摘するまでもないところであろう。

なお、第29次地方制度調査会は、去る6月に、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化、並びに地方議会制度のあり方についての答申を行った。

この答申のなかの地方自治体の監査機能の充実・強化に関する部分は相対立する諸種の見解を並列することどまっでいて、一定の明確な改革方針が提示されているとは認め難い。

地方財務会計制度の見直しに関する当委員会の上記の勧告を受けて政府によって講じられる措置をより実効あるものにするためには、政府は、第29次地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえながらも、地方自治体の監査機能のあり方について明確な改革方針を打ち出すべきである。

# 地方財務会計制度に関する議論について③

## 地方分権改革推進委員会第4次勧告(抄)

(平成21年11月9日 地方分権改革推進委員会)

### II 中長期の課題

#### 5 財政規律の確保

現在、地方自治体は国の信用を背景とした地方債による資金調達が可能となっているが、今後、地方分権改革が進むなかで、地方自治体が起債に関し自主性をより一層発揮していくためには、地方自治体自らの信用を形成し高めていく必要がある。そのためには、自治財政権を有する自立した「地方政府」として、自らの権限と責任において透明性の高い、規律を持った財政運営を行うことが不可欠である。

このような意味での財政規律の確保を図るため、地方自治体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた新たな財政指標と外部評価等の仕組み、第三セクターに係る損失補償について財政規律の確保を図るための仕組みなどを踏まえ、自らの財政運営の透明性と説明責任と情報開示の徹底を果たす必要がある。

また、第3次勧告において提言したとおり、**政府は、地方自治体における事業ごとの予算・決算書類の作成や発主主義の考え方を取り入れた財務4表の導入などの取組みを更に一層促進するとともに、経常経費と投資経費とが区分されていない現行の予算・決算を含む財務会計制度についての改善など、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべきである。**

受益と負担の関係の明確化などによってコスト意識を徹底し、地方自治体自らが経営のスリム化・効率化を進め、主権者・納税者である国民・住民の立場に立った地方自治体へと成長していくことが、財政規律を高め、ひいては地方分権改革に対する国民・住民の支持を高める効果に結び付く。それゆえに、地方議会の果たすべき役割は大きく、その財政に対するチェック機能を充実するとともに、監査委員の機能の充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要である。

# 地方財務会計制度に関する議論について④

## 地方自治法抜本改正についての考え方(抄)

(平成23年1月26日 総務省)

### 8. 監査制度・財務会計制度の見直し

**財務会計制度について、国の制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないよう配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討**していく。また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性又は統一的な監査基準による監査という観点からの課題、I C Tの活用等による効率化を前提に標準化・統一化という方向を考えるべきという指摘についても配慮する必要がある。

さらに、現行の財務会計制度については、地方公共団体の財務会計に係る事務を行う上で不都合となっている実務的な問題点があり、例えば、①私人への歳入の徴収又は収納の委託の範囲の拡大、②普通財産の信託の範囲の拡大、③入札の開札時の立ち会い者の義務付けの撤廃といった事項について検討を進め、早期に結論を得る。

# 地方財務会計制度に関する議論について⑤

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要)

(平成27年12月 総務省)

### I 地方公共団体の財務制度の見直しの必要性

・昭和38年の地方自治法改正以降、情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化を踏まえた俯瞰的な見直しが行われていない。

行われていない。

・行政が公正で、効率的に行われるためには、**地方公共団体の財務制度が社会経済情勢の変動を踏まえた合理的なものであることが必要。**

・人口減少社会の進展に伴い、地方公共団体の事務執行には一層の効率化が求められ、**より効果的・効率的な財務事務の仕組みに改変することが必要。**

・**地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化のための見直しを実施すべき。**

### II 財務制度の見直しの基本的方向性

(1) ICTの進展への対応

(2) 財務制度における柔軟性の確保

上記(1)、(2)の今日的な課題を踏まえ、俯瞰的な検証・検討を行い、現時点において見直しを行うべき具体的な事項を提示

### III 財務制度の見直しのあり方

#### 1 会計年度の独立の原則の弾力化

・庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。

・情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

(※次ページに続く) 21

# 地方財務会計制度に関する議論について⑥

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要) ※前ページからの続き

### Ⅲ. 財務制度の見直しの基本的方向性

#### 2 収入方法の多様化

- ・庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。
- ・情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

#### 3 支出方法の多様化

- ・海外出張時など職員個人がクレジットカード決済を行う場合にも、適正利用を確保できる方策と併せて、より活用しやすくする。
- ・電子マネーを使用した支払いは、適切な時期に必要な最小限度の額をチャージする運用を基本とし、管理簿などにより使用履歴を記録するなど、適正な使用を確保する。
- ・地方公共団体が公共料金など定期的に支出する一定の経費については、口座引き落としによる支出方法を許容すべき。

#### 4 新たな契約方法の導入

- ・リバースオークション（いわゆるせり下げ）による調達は、国や地方公共団体における試行的な実施状況を見極め、積極的な導入のメリットが明らかとなった段階で改めて検討する。
- ・インターネットを利用した物品購入は、少額の随意契約の範囲内で運用が可能であるが、注文時に現物を確認できないなど、特有の商慣行を踏まえた対応が必要

(※次ページに続く)



# 地方財務会計制度に関する議論について⑦

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要) ※前ページからの続き

### Ⅲ. 財務制度の見直しの基本的方向性

#### 5 指定金融機関に係る制度の見直し

- ・指定金融機関を未指定の市町村は、近年の I C T の進展等を踏まえて指定のあり方を検討することが望ましい。
- ・指定金融機関の担保提供義務については、長等が不要と判断した場合にその義務を解除することや、新たに賠償責任規定を設けることといった方策が考えられるが、影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要

#### 6 その他

- ・行政財産の貸付け対象に庁舎等の屋根や内外壁面を加える。
- ・私人に収納委託できる歳入を柔軟に追加できる仕組みとして、現行の地方税の私人への収納委託の制度と同様の枠組みで、歳入の対象を条例又は規則で定める。

# 地方財務会計制度に関する議論について⑧

## 「令和3年度税制改正大綱」(抄)

(令和2年12月10日 自由民主党、公明党とりまとめ)

(1) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付のための所要の措置

**地方税の納付手続について、地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者<sup>1</sup>に納付を委託することができることを法令上明確化する。この場合において、国税の制度と同様に、当該事業者の納付義務等について所要の措置を講ずる。**

(注) 上記の改正は、令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

## 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(抄)

(令和2年12月18日 閣議決定)

(iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。

**・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**

・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 近時の地方財務会計制度の見直しに関する要望等①

## 1. 地方分権改革関係

### ◎平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 特例政令を改正し、地方公共団体の需要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合には、複数落札入札制度による調達ができるようにすること。⇒ **政令改正により対応**

### ◎平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する場合において、地方自治法第237条第2項の規定による議会の議決を不要とすること
- ② 地方自治法第240条第1項の「債権」の回収事務において、地方税に関する事務において取得した情報を活用できることを明文化すること
- ③ 地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件を見直し、単に「スペースに余裕がある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕がある場合」にも行政財産の貸付けを可能とすること

### ◎平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方自治法施行令第158条第1項を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について、私人に委託することを可能とすること ⇒ **政令改正により対応**
- ② 会計管理者の事務を出納員以外の会計職員に委任する場合において、地方自治法第171条第4項の規定による告示を不要とすること

### ◎平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方公共団体の歳出予算の節の区分について、各地方公共団体が任意に設定することを可能とすること
- ② PFI事業契約が締結され、将来的に公共又は公用に供されないことが確定している行政財産については、行政財産として供用されている間においても、売払契約を締結することを可能とすること ⇒ **通知により対応**

# 近時の地方財務会計制度の見直しに関する要望等②

## ◎平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 歳出の会計年度所属区分に係る「当該行為の履行があった日」の解釈について、履行確認の日のみならず、翌年度に行為の完了を確認することにより、前年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含むものとすること
- ② 事務処理特例により市町村に対して旅券発給等事務の権限を委任した場合において、当該事務で取り扱う現金（**歳入歳出外現金**）を**私人委託**することを可能とすること
- ③ **損害賠償金を**地方自治法施行令第158条第1項に追加し、**私人委託を可能と**すること
- ④ **随意契約ができる金額を引き上げる**こと
- ⑤ クレジットカードのみならず、**電子マネーを利用した公金の納付も可能と**すること ⇒ **地方自治法の改正等により対応**

## ◎令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方自治法第232条の5第2項に列挙されている支出方法に、災害時における立替払を追加すること ⇒ **通知により対応**
- ② 特例政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」を「設計業務」に改める等により、**随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大**するとともに、**プロポーザル方式の審査手続を可能と**すること

## ◎令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 私人への公金収納等の委託を原則禁止とする地方自治法第243条を改正し、**地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能と**すること ⇒ 本研究会で検討
- ② J-LISが地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）において作成する**職責証明書を、地方公共団体が電子契約を行う際に利用できる電子証明書として追加**すること ⇒ 地方自治法施行規則の改正等により対応
- ③ **ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約**として締結することができるようにすること ⇒ **通知により対応**

# 近時の地方財務会計制度の見直しに関する要望等③

## 2. 規制改革関係

### ◎規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

#### 5. 地方公共団体における書式・様式の改善

- a **競争入札参加資格審査申請書について**、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴取しつつ、**標準書式を取りまとめる**。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。

### ◎当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日規制改革推進会議)

#### 1. 書面・押印・対面の見直し

##### (1) 行政手続における書面・押印・対面の見直し

書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、役所に行かずともあらゆる手続ができる社会の実現に取り組む。

##### イ 行政におけるクラウド型の電子署名の活用

- a 財務省及び総務省は、当面の措置として、国及び**地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う**。⇒ 省令改正により対応

##### キ 地方税等の収納の効率化・電子化に向けた取組

- b 総務省は、**地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す**。

## 3. その他要望

### ◎三重県からの要望(令和2年11月)

- ① 地方公共団体の歳入金を収納委託(私人委託)する場合に適用される取扱科目の制限を撤廃すること ⇒ **本研究会で検討**
- ② 地方公共団体の支出においてクレジットカードが使用できるよう、地方自治法においてクレジットカード払いができる旨を明記すること。  
⇒ **通知により対応**